

地場産業協同組合等育成資金

1 概要

市内の津軽塗製品の協同販売事業を実施している組合並びに主として地場産業生産者で組織された事業協同組合及び集団化事業実施組合または中小企業者に対して、運転資金または設備資金を長期かつ低利で融資することにより、販路の拡大と経営の安定を図ります。

2 制度内容

(1) 融資対象

市内に事務所を有する組合及び中小企業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 津軽塗漆器製造業者で組織する組合またはその組合員の70%以上が出資し、かつ、出資総額の70%以上を組合員が出資する企業
- ② 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体に該当する組合及び中小企業者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア) 味噌・醤油製造業、りんご加工業、酒造業、打刃物製造業、家具建具製造業、漆器製造業、製袋業、鉄工業、観光工芸品製造業、製材業、豆腐油揚製造業、菓子製造業のいずれかの業種
 - イ) 中小企業総合事業団及び独立行政法人中小企業基盤整備機構並びに環境事業団及び独立行政法人環境再生保全機構の資金を活用し、集団化したもの
 - ウ) 主として市内に誘致した企業等からの受注又は委託などにより製造業を営むもの
 - エ) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第3条に規定する酒類業組合

(2) 資金使途 運転資金、設備資金

(3) 融資限度額 1企業 6,000万円 1組合 8,000万円

(4) 利率 2.2%以内

(5) 期間 運転資金5年以内 設備資金10年以内

(6) 担保 原則として徴求

(7) 保証人 金融機関所定

(8) 申込先 東奥信用金庫、商工中金青森支店

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部商工政策課商業振興係
TEL 0172-35-1135(直通)